

厚生労働省告示第九十六号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第六号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十年厚生労働省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月十九日

厚生労働大臣 長妻 昭

本則を次のように改める。

一 次に掲げる診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表に規定する処置又は手術を受ける患者

イ J003 局所陰圧閉鎖処置（1日につき）

ロ J027 高気圧酸素治療（1日につき）（壊死性筋膜炎、壊疽性筋膜炎、コンパートメント症候群又は圧挫創症候群の患者に係るものに限る。）

ハ J041・2 血球成分除去療法（1日につき）（潰瘍性大腸炎の患者に係るものに限る。）

ニ J045・2 一酸化窒素吸入療法

ホ K403・2 嚥下機能手術

へ	K 5 1 0 . 2	光線力学療法	2	その他のもの
ト	K 5 2 2 . 3	食道空置バイパス作成術		
チ	K 5 6 7 . 2	経皮の大動脈形成術		
リ	K 5 7 0 . 3	経皮的肺動脈形成術		
又	K 5 9 2 . 2	肺動脈血栓内膜摘除術		
ル	K 5 9 7 . 3	埋込型心電図記録計移植術		
ヲ	K 5 9 7 . 4	埋込型心電図記録計摘出術		
ワ	K 6 1 5 . 2	経皮の大動脈遮断術		
カ	K 6 1 6 . 3	経皮的胸部血管拡張術（先天性心疾患術後に限る。）		
ヨ	K 6 3 6 . 2	ダメージコントロール手術		
タ	K 6 5 1	内視鏡的胃、十二指腸ステント留置術		
レ	K 7 9 4 . 2	経尿道的尿管瘤切除術		
ソ	K 8 0 0 . 3	膀胱水圧拡張術		
ツ	K 8 1 2 . 2	排泄腔外反症手術		

二 次に掲げる薬剤を投与される患者

イ 乾燥スルホ化人免疫グロブリン（チャイグ・ストラウス症候群又はアレルギー性肉芽腫性血管

炎による神経障害（ステロイド剤の投与による効果が不十分な場合に限る。）の改善のために投与するものに限る。）

ロ アダリムマブ（遺伝子組換え）（既存の治療法では効果が不十分な尋常性乾癬^{せん}又は関節症性乾癬^{せん}の患者に投与するものに限る。）

ハ インフリキシマブ（遺伝子組換え）（既存の治療法では効果が不十分な尋常性乾癬^{せん}、関節症性乾癬^{せん}、膿疱性乾癬^{のうほうせん}又は乾癬性紅皮症の患者に投与するものに限る。）

ニ ゲムシタビン塩酸塩（切除不能又は再発の乳がんの患者に投与するものに限る。）